

## 株式会社テレビ東京からの意見書について

P 1・・・株式会社テレビ松本ケーブルビジョンからの裁定申請について

P12・・・エルシーブイ株式会社からの裁定申請について

閣議決定  
19.7.30  
受  
郵政省  
612  
3

平成19年7月30日

総務大臣 菅 義偉 殿

株式会社  
代表 田 昌

意見書

株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから平成19年6月13日付で有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき提出された総務大臣の裁定申請に関し、同条第4項の規定により、意見を申し述べます。

## 1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称	株式会社テレビ東京
代表者	代表取締役社長 島田 昌幸
住所	東京都港区虎ノ門4丁目3番12号

## 2. はじめに

このたび、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下、松本ケーブルと表記します）から当社放送の同時再送信について、総務大臣の裁定を求める申請が提出されたことを誠に遺憾に思います。

後述<4. 本件に関する協議の経過の項>のように、松本ケーブルとは昨年2006年（平成18年）12月に面談の機会を得、その後協議を続けて参りましたが、当社が提示したケーブルテレビ事業者による「区域外」再送信の問題点について、十分なご理解を得られていない現状において、当事者間の「協議が調わず、又はその協議をすることができない」場合の手段として、有線テレビジョン放送法第13条第3項に規定された大臣裁定を申請されたこと自体、未だ協議は継続中と認識している当社としては、性急かつ残念な行動と言わざるを得ません。

当社は1997年（平成9年）7月以降、ケーブルテレビ事業者による「区域外」再送信には一貫して同意しておりません。その主な理由は次項に詳述いたしますが、①地域情報に関して十分な放送責任を果たせない②当社の主要番組は当該地域の地上放送事業者によって当該地域で放送されている③権利処理に困難が生じ、当社の番組編成に支障をきたす――の3点であります。ケーブルテレビ事業者は現在にいたるまでこれらの問題に対する具体的な解決案を提示しておらず、ただ当社の番組を「見たい視聴者が多い」という理由のみで、当社の同意なく再送信を実施している事業者が見受けられるのが現状であります。

## 3. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

### (1) 放送責任

当社は放送免許に基づきローカル番組については、関東1都6県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）を放送地域と想定して番組を制作・編成しております。また、CMについても1都6県が到達エリアであるというのが広告主との了解事項となっております。

ケーブルテレビ事業者の同時再送信については、同事業者の有線放送エリアが1都6県

内にある「区域内」再送信の場合は難視聴対策の観点もあり、一定の条件のもとに同意をしております。しかし、ケーブルテレビ事業者の有線放送エリアが長野県のように「区域外」である場合には同意しておりません。

その理由の第1は地域情報に関する放送責任を十分果たし得ないことであります。例えば気象情報の提供は関東1都6県の視聴者を想定しているため、長野県や福島県、新潟県、山梨県、静岡県など関東隣接県は対象にしておりません。災害情報やその他の地域ニュースについても同様で、当該隣接県の視聴者にとっては関心が高い出来事であっても、地域情報については関東1都6県の視聴者の情報ニーズを優先するのが放送事業者としての責務と考えております。

こうして編成された地域情報番組をケーブルテレビ事業者がそのまま同時再送信によって「区域外」の視聴者に提供すれば、視聴者にとっては「知りたいことが報道されないチャンネル」ということになりかねません。

1例ですが、2006年（平成18年）8月6日に実施された長野県知事選挙では同県内の地上放送事業者である民放4局（信越放送、テレビ信州、長野放送、長野朝日放送）はいずれも特別番組を編成し、開票速報や当選者の声などを放送しました。その放送時間は1局平均約55分になります。当社のこの知事選に関する当日の報道は深夜24時30～35分のニュース番組で約90秒間、結果を伝えたにとどまりました。

なぜこのような差が生じるかといえば、当社にとって長野県は放送地域ではないという前提で、ニュース番組や地域情報番組を構成しているからです。まして当社の放送地域である群馬県の県境とは直線距離でも40km以上離れた、松本ケーブルの加入世帯が多い松本市については放送地域という想定をしておりません。

選挙報道に限らず、大雨の影響で長野県内の鉄道の一部区間が不通になったとか、松本市に大型ショッピングセンターができるとか、路上喫煙に関する新条例が制定されるとか、その地域の視聴者にとっては関心が高いニュースであっても、限られたニュース番組の時間枠のなかでは報道できないことが多々あります。当社がニュース報道で当社の放送地域の視聴者にとって関心が高いニュースを優先するのは当然であり、放送地域外の地域情報を取り上げることによって放送地域内の地域情報を希釈するような選択ができないのは自明であります。

長野県の視聴者にはそれでも「必要な地域情報のないチャンネル」という前提で当社の番組を見たいという要望はあるかも知れません。また、長野県のケーブルテレビ事業者にも「現状の番組編成・内容のままでいいから再送信したい」という営業政策上のニーズはあるかも知れません。しかし、これは地域限定という枠組みのなかで放送免許を得ている当社の放送事業者としての放送責任の問題であり、それを棚上げして「区域外」の再送信をケーブルテレビ事業者に同意する必然性は見出すことができないというのがこれまでの当社の見解であります。

## (2) 長野県での当社番組視聴の可否

当社は民放キー局の1つとして、地域情報番組のみならず、系列局ネットワークによる全国を対象とした番組（ネット番組）も総合的に編成しております。ケーブルテレビ事業者はこのような番組については「区域内であろうと区域外であろうと、見たいという視聴者の要望に応えるべきではないか」と主張されます。

例えば「田舎に泊まろう！」（日曜日 19:00～20:00）は当社のネット番組で、全系列局で同時に放映しております。全国どの地域の視聴者に視聴してもらっても、そのこと自体には何ら不都合はありません。しかし、ケーブルテレビ事業者の「ケーブルテレビによる区域外再送信がなければ区域外の視聴者は視聴できない」という主張は事実と反します。この番組は長野県では長野放送が当社からの番組購入によって放映しております。

当社の主要な番組は大半が当該地域の放送事業者によって放映されており、最も視聴者ニーズが高いゴールデン・タイムの番組については、長野県の視聴者は[redacted]、[redacted]長野県の民放4局のいずれかの局の放送によって視聴できる環境にあります[redacted]。したがって「区域外再送信がなければ視聴者の要望に応えられない」というのはケーブルテレビ事業者の事実誤認ないしは事実の歪曲に過ぎません。

仮に当社が長野県のケーブルテレビ事業者の区域外再送信に同意したとすれば、当社が著作権を保有する番組については、長野県の民放4局に対して許諾している独占放送権との矛盾が生じ、当社はこれらの番組の当該民放4局への販売を中止せざるを得ないという事態が発生する可能性があります。当社は全国の地上放送事業者に番組を販売〔別紙資料②〕しており、その総額は年間[redacted]億円を上回ります。当社と地上放送事業者との番組の販売・購入は経済的動機に基づく純粋な商取引行為であり、当社はその選択の自由は法的にも社会通念的にも当事者に保証されるべきものと考えます。

また、長野県の民放4局の放送は長野県全域を対象とする無料放送であるのに対し、このたび総務大臣の裁定を申請された松本ケーブルの放送は加入世帯のみを対象とする有料放送であります。ケーブルテレビ事業者による当社放送の再送信が実施され、それに伴って当社の番組販売が消滅した場合、長野県の視聴者にとっては、現在、全ての世帯において無料で視聴することのできる番組が、視聴できるのはケーブルテレビの加入世帯のみに限定され、しかも有料化されるという事態になります。この点、ケーブルテレビ事業者が主張されるように、ケーブルテレビによる再送信が視聴者の要望に応えることになるとは到底思えません。

「区域内」の再送信であれば、この類の問題が発生することはありませんが、「区域外」再送信にはこうした側面があることを是非ともご理解いただきたく存じます。

## (3) 権利処理

当社が制作・放送する全ての番組には著作権はじめ様々な権利が伴っています。権利の

許諾、著作権者への配分等、いわゆる権利処理については自らの責任において実施するというのが、ケーブルテレビ事業者が表明されている見解です。ケーブルテレビの再送信に関して、ケーブルテレビ事業者と権利者5団体（日本音楽著作権協会＝JASRAC、日本シナリオ作家協会、日本文藝家協会、日本脚本家連盟、日本芸能実演家団体協議会）との間で権利処理についてのルールが成立したことは当社も承知しております。

しかし、テレビ番組の権利処理はこれら5団体との合意のみで完結するものではなく、5団体には含まれない劇場用映画の権利者、アニメ番組の原作者、スポーツイベントの主催者等、多種多様な権利者が関係します。仮に、権利処理はケーブルテレビ事業者の責任において行うことを前提に、当社が再送信に同意したとしても、同事業者が個々の権利関係者すべてから当社の放送地域外における著作権等の使用許諾を得ることは、その作業量からみて事実上不可能と考えざるを得ません。

例えば当社は「木曜洋画劇場」（木曜日 21:00～22:54）において年間46～50本の劇場用映画を放映しております。これらの映画の購入先は様々で、当社はそのほとんど全てについて、当社および当社の系列局の放送地域に限定した契約書を購入先各社と個別に取り交わしています。「区域外」で当社放送を再送信するケーブルテレビ事業者が別途この権利処理を実施するには、それぞれの権利者との交渉のうえ、許諾を得る必要が生じます。

同番組だけでなく、当社はアニメについては36番組、スポーツ特別番組も年間約100番組を編成しており、これらすべての権利処理を実施する作業量は膨大なものになります。この点について、松本ケーブルには協議の際に概要を説明いたしましたが、理解を得られたようには思えませんし、同社から権利者5団体以外の権利者に対する具体的な処理方法の提示を受けたこともありません。

ケーブルテレビ事業者による再送信は当社が放送する全番組をそのまま同時再送信するものですから、1週間に約300ある番組のうち、たとえ1番組でも権利者の許諾を得られない番組があると、番組編成上に極めて不都合な事態が生じます。「木曜洋画劇場」の許諾が得られないからといって、ケーブルテレビ事業者がその部分だけ再送信しないといった処置が不可能であることは言うまでもありません。

また、当社がケーブルテレビ事業者の同時再送信に同意すれば、当社に放送地域外の放送を許諾していない権利者は当社に対して異議を申し立てる可能性もあり、当社もケーブルテレビ事業者も、より煩雑でリスクの高いスキームを抱えることとなります。

#### 4. 本件に関する協議の経過

ケーブルテレビ事業者の区域外再送信に関する協議について、当社は2006年（平成18年）12月5日に社団法人日本ケーブルテレビ連盟の石橋庸敏専務理事、佐藤浩市区域外再送信特別委員長（松本ケーブル社長）らの来訪を受けました。この時の佐藤社長は同連盟特別委員長の立場での来訪であったと理解しておりますが、同社長とはその後4回の協議

機会を得ております。

以下に、面談日時、面談者、主な協議内容を記述します。

◆2006年12月5日午前10:00～11:00 於テレビ東京

- ・面談者 当社：神田忠慶取締役ネットワーク局長  
山口真名取締役デジタル事業推進局長  
阿部真人デジタル事業推進局次長  
新海信夫ネットワーク局番組販売推進部長
- 先方：石橋庸敏日本ケーブルテレビ連盟専務理事  
水島太蔵同連盟常務理事  
佐藤浩市同連盟区域外再送信特別委員長（松本ケーブル社長）

・協議内容＝名刺交換、挨拶の後、先方・佐藤特別委員長から「1999年（平成11年）に在京5局の連名で再送信を止めるよう申し入れがあったが、これらの地区での再送信は過去に同意を得て実施してきた」との説明があった。これに対し、当社は「1997年（平成9年）の常務会決定以来、区域外のケーブルテレビ事業者による再送信には一切同意していない。過去に同意を得たとのこと主張だが、同意は1年更新であり、少なくとも過去10年間同意していないのだから、不同意状態が現状であるというのが当社の見解」と回答した。

加えて、当社は区域外再送信に同意できない理由として①番組販売への影響②権利処理問題に対する不安③地域情報に対する放送責任——などを説明。「総合的にみて区域外再送信にはプラス要素よりもマイナス要素のほうが多いと判断せざるを得ない」との見解を示した。先方から「同意できる条件を示してほしい」との要望があり、当社は「同意によって得られるメリットを提示してもらえらるなら、それは検討する」と述べた。

また、当社から「違法再送信（当社の同意なき再送信）が実施されている現状をいったん解消できないか」と提案したが、この点には回答なし。

◆2007年2月1日午後1:30～2:30 於テレビ東京

- ・面談者 当社：神田取締役、山口取締役、阿部局次長、新海部長
- 先方：石橋専務理事、水島常務理事、佐藤特別委員長（松本ケーブル社長）
- ・協議内容＝権利処理に関する双方の見解を述べ合ったほか、先方から「（ケーブルテレビ事業者が当社に）何がしかの対価を支払うことで同意できないか」との提案があった。当社は現在の番組販売価格体系のもとでケーブルテレビ事業者に当社の全番組を販売するとすれば、どのくらいの金額になるかの試算を説明し、番組販売の経済的価値に対する理解を求めた。

◆2007年2月28日午後2:00～3:00 於テレビ東京

- ・面談者 当社：神田取締役、山口取締役、阿部局次長、新海部長

先方：石橋専務理事、水島常務理事、佐藤特別委員長（松本ケーブル社長）

・協議内容＝冒頭、佐藤特別委員長から「区域外再送信の協議に関する総務省のアンケート調査に、テレビ東京は長野県など他のケーブルテレビ事業者とは協議なし、没交渉などと回答しているようだが、自分は長野、新潟、山梨、静岡の代表として話をしてきた」と苦言があった。当社は「総務省の調査は個々のケーブルテレビ事業者との協議の有無を聞かれたもので、それぞれ協議があった場合は「継続中」、なかった場合は「なし」などと回答した」と説明した。

前回の有料化提案に加えて、先方から「取材協定」（ケーブルテレビ事業者の地域で事件・事故等が発生した場合、ケーブルテレビ事業者が取材・撮影をして映像を当社に提供する協定）を締結する案が提示された。当社は「提案があった事実は念頭に置く」と回答した。

※（注）＝佐藤特別委員長は自らを「代表」とされますが、日本ケーブルテレビ連盟区域外再送信特別委員長の立場は同連盟加盟のケーブルテレビ事業者の意向・意見を反映するものであることは理解するものの、当社は再送信に対する同意・不同意は個々の事業者との間で協議すべきものと考えております。また、協議自体を「代表」が実施するのであれば、「長野、新潟、山梨、静岡」といった曖昧な表現ではなく、どのケーブルテレビ事業者を代表するのか、当社に対してその範囲を明確にすべきであり、さらに協議を「代表」に委託するケーブルテレビ事業者はその旨を当社に通知し、了解を得る必要があると思われませんが、当社はこのたび松本ケーブルと同時に総務大臣の裁定を申請されたエルシーブイ株式会社を含め、他のいかなるケーブルテレビ事業者からもそのような連絡を受けていません。

◆2007年4月23日午後1:00～1:40

・面談者 当社：神田取締役、山口取締役、阿部局次長、新海部長

先方：佐藤特別委員長（松本ケーブル社長）

エルシーブイ株式会社（以下LCVと表記します）・小松秀重常務取締役

・協議内容＝LCV・小松常務は初対面のご挨拶。佐藤氏から4月16日に長野県庁で開催された知事、長野民放4局、ケーブルテレビ事業者との協議結果の説明があったほか、中国地方での動きなど最近の状況についての情報交換が主な会談内容。新たな提案や従来話題になったテーマの詰めなど実質的協議なし。

◆2007年6月7日午前11:00～11:35

・面談者 当社：神田取締役、山口取締役、阿部局次長、新海部長

先方：佐藤特別委員長（松本ケーブル社長）、LCV・務臺和正代表取締役社長、

LCV・高橋清人取締役総務部長

・協議内容＝先方から改めて「区域外再送信に同意してほしい」との要請あり。当社は「現状では従来の方針を変更して同意するというわけにはいかない」と回答。



以上の協議経過を総括すると、同時再送信を求める松本ケーブルの提案はその条件として①何らかの対価を支払う②「取材協定」を結び、ニュース取材に協力する——の2点であります。これに対して当社の基本的主張は「区域外」再送信には①放送責任②番組販売への影響③権利処理——等の問題があり、相互理解のもとにこれらの解決案を探索することを先決してほしいというものであります。

松本ケーブルの提案に対しては、当社が説明した上記3点への十分な理解が得られたとは思えない状況では、対価の金額等の条件交渉には入れないと判断するしかないため、「提案があったこと自体、念頭に置いておく」と言明しただけで、具体的な協議を始めるには到っていません。

## 5. 同意なき再送信

当社は1997年(平成9年)6月末の常務会において、ケーブルテレビ事業者による「区域外」再送信には同意しない方針を決定して以来、現在にいたるまで一切同意しておりません。これは長野県に限らず、当社の放送エリアである関東1都6県の隣接県である新潟県や山梨県、静岡県、福島県を放送地域とするケーブルテレビ事業者に対しても同様であります。その理由は前述<3. 同意をしない理由の項>の通りですが、当社はアナログ・デジタルとも関東1都6県を放送エリアとして免許を受けた経緯から言っても、この地域外でのケーブルテレビ事業者による再送信は当社の社会的責任の範囲を超えるものであると理解しております。

松本ケーブルにおいては再三、文書による同意申し入れがあり、当社はその都度、文書にて「同意できない」旨を通知してまいりました。したがって、少なくとも97年7月以降、松本ケーブルには当社から同意を得た文書は存在しないはずであります。にもかかわらず、松本ケーブルは当社放送の再送信を実施し続けており、当社としては、むしろ問題はこうした「同意なき再送信」の現状のほうにあると言わざるを得ません。

## 6. 結語

以上の理由、協議経過からケーブルテレビ事業者による「区域外」再送信については当事者間の合意が得られていないのが現状であります。当社としては当事者間の協議継続に何ら異存はありませんが、このたび松本ケーブルは総務大臣の裁定を申請されました。

当社は裁定に際し、その判断基準として第104回国会衆議院通信委員会(1986年=昭和61年)において表明された、いわゆる「5つの基準」が存在することを承知しております。当社は当社放送を再送信するケーブルテレビ事業者によって、「5つの基準」に示されたような「一部カット」や「異時再送信」が実施され、当社放送の意図が阻害ないしは歪曲さ

れることを懸念しているわけではありません。また、ケーブルテレビ事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。逆に言えば、今日、多くのケーブルテレビ事業者の事業実態は86年当時に確認が必要とされた資金的基礎や技術レベルについては心配する必要がないほど改善されていると、当社は認識しています。

当社が<3. 同意をしない理由の項>で申し述べた3つの理由はいずれも「5つの基準」の観点からすれば別の次元に属する理由であります。しかし、これこそが現在の当社の放送環境の実相・実態であり、問題の核心は松本ケーブルが求める再送信が当社放送地域の「区域外」にあるという点であります。「区域内」の再送信であれば一定の条件のもとで同意いたしますが、「区域外」については「5つの基準」を満足できても、権利処理等それ以外の重大事項に関する解決策が得られない状況では同意できないというのが当社の見解であります。

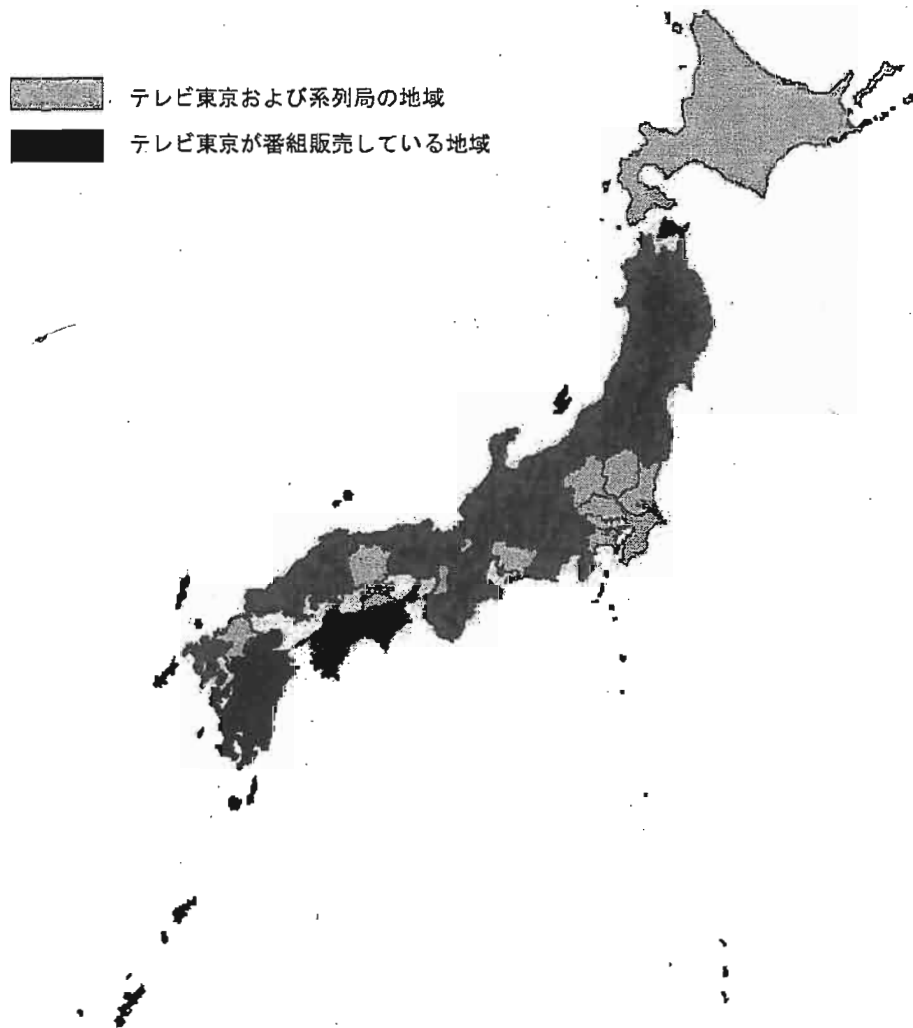
したがって、ご判断に当たっては是非ともこうした事情をご理解いただき、少なくとも「5つの基準」からは別次元に属す事柄については、当事者間協議の継続余地を残すご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

資料 ①



資料 ②

全国の地上放送事業者への番組販売





受放放通  
第 613 号

平成 19 年 7 月 30 日

総務大臣 菅 義偉 殿

株式  
代表



田 昌



意 見 書

エルシーブイ株式会社から平成 19 年 6 月 13 日付で有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項に基づき提出された総務大臣の裁定申請に関し、同条第 4 項の規定により、意見を申し述べます。

## 1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称 株式会社テレビ東京  
代表者 代表取締役社長 島田 昌幸  
住所 東京都港区虎ノ門4丁目3番12号

## 2. はじめに

このたび、エルシーブイ株式会社（以下、LCVと表記します）から当社放送の同時再送信について、総務大臣の裁定を求める申請が提出されたことを誠に遺憾に思います。

後述<4. 本件に関する協議の経過の項>のように、LCVとは面談の機会こそ得たものの、何ら実質的な協議をした経緯がなく、当社はLCV自身から同社の会社概要や事業内容についての情報を得たこともなければ、そもそもLCVがなぜ当社の「区域外」再送信を必要としているのかについての説明を受けたこともありません。また、LCVが当社の放送を再送信するに当たっての権利処理の方法等、諸条件について、同社から何らかの提案を受けたこともありません。かかる状況において、LCVが当事者間の「協議が調わず、又はその協議をすることができない」場合の手段として、有線テレビジョン放送法第13条第3項に規定された大臣裁定を申請されたこと自体、理解に苦しむと言わざるを得ません。

当社は1997年（平成9年）7月以降、ケーブルテレビ事業者による「区域外」再送信には一貫して同意しておりません。その主な理由は次項に詳述いたしますが、①地域情報に関して十分な放送責任を果たせない②当社の主要番組は当該地域の地上放送事業者によって当該地域で放送されている③権利処理に困難が生じ、当社の番組編成に支障をきたす一々の3点であります。LCVに対しては、現在に到るまでこれらの問題に関して当社から十分に説明し、理解を求める機会さえなかったのが実情であります。

## 3. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

### (1) 放送責任

当社は放送免許に基づきローカル番組については、関東1都6県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）を放送地域と想定して番組を制作・編成しております。また、CMについても1都6県が到達エリアであるというのが広告主との了解事項となっております。

ケーブルテレビ事業者の同時再送信については、同事業者の有線放送エリアが1都6県

内にある「区域内」再送信の場合は難視聴対策の観点もあり、一定の条件のもとに同意をしております。しかし、ケーブルテレビ事業者の有線放送エリアが長野県のように「区域外」である場合には同意しておりません。

その理由の第1は地域情報に関する放送責任を十分果たし得ないことであります。例えば気象情報の提供は関東1都6県の視聴者を想定しているため、長野県や福島県、新潟県、山梨県、静岡県など関東隣接県は対象にしておりません。災害情報やその他の地域ニュースについても同様で、当該隣接県の視聴者にとっては関心が高い出来事であっても、地域情報については関東1都6県の視聴者の情報ニーズを優先するのが放送事業者としての責務と考えております。

こうして編成された地域情報番組をケーブルテレビ事業者がそのまま同時再送信によって「区域外」の視聴者に提供すれば、視聴者にとっては「知りたいことが報道されないチャンネル」ということになりかねません。

1例ですが、2006年（平成18年）8月6日に実施された長野県知事選挙では同県内の地上放送事業者である民放4局（信越放送、テレビ信州、長野放送、長野朝日放送）はいずれも特別番組を編成し、開票速報や当選者の声などを放送しました。その放送時間は1局平均約55分になります。当社のこの知事選に関する当日の報道は深夜24時30～35分のニュース番組で約90秒間、結果を伝えたにとどまりました。

なぜこのような差が生じるかといえば、当社にとって長野県は放送地域ではないという前提で、ニュース番組や地域情報番組を構成しているからです。まして当社の放送地域である群馬県の県境とは直線距離でも40km以上離れた、LCVの加入世帯が多い諏訪市については放送地域という想定をしておりません。

選挙報道に限らず、大雨の影響で長野県内の鉄道の一部区間が不通になったとか、諏訪市に大型ショッピングセンターができるとか、路上喫煙に関する新条例が制定されるとか、その地域の視聴者にとっては関心が高いニュースであっても、限られたニュース番組の時間枠のなかでは報道できないことが多々あります。当社がニュース報道で当社の放送地域の視聴者にとって関心が高いニュースを優先するのは当然であり、放送地域外の地域情報を取り上げることによって放送地域内の地域情報を希釈するような選択ができないのは自明であります。

長野県の視聴者にはそれでも「必要な地域情報のないチャンネル」という前提で当社の番組を見たいという要望はあるかも知れません。また、長野県のケーブルテレビ事業者にも「現状の番組編成・内容のままでいいから再送信したい」という営業政策上のニーズはあるかも知れません。しかし、これは地域限定という枠組みのなかで放送免許を得ている当社の放送事業者としての放送責任の問題であり、それを棚上げして「区域外」の再送信をケーブルテレビ事業者に同意する必然性は見出すことができないというのがこれまでの当社の見解であります。

## (2) 長野県での当社番組視聴の可否

当社は民放キー局の1つとして、地域情報番組のみならず、系列局ネットワークによる全国を対象とした番組（ネット番組）も総合的に編成しております。ケーブルテレビ事業者はこのような番組については「区域内であろうと区域外であろうと、見たいという視聴者の要望に応えるべきではないか」と主張されます。

例えば「田舎に泊まろう！」（日曜日 19:00～20:00）は当社のネット番組で、全系列局で同時に放映しております。全国どの地域の視聴者に視聴してもらっても、そのこと自体には何ら不都合はありません。しかし、ケーブルテレビ事業者の「ケーブルテレビによる区域外再送信がなければ区域外の視聴者は視聴できない」という主張は事実と反します。この番組は長野県では長野放送が当社からの番組購入によって放映しております。

当社の主要な番組は大半が当該地域の放送事業者によって放映されており、最も視聴者ニーズが高いゴールデン・タイムの番組については、長野県の視聴者は [REDACTED]、[REDACTED] 長野県の民放4局のいずれかの局の放送によって視聴できる環境にあります [REDACTED]。したがって「区域外再送信がなければ視聴者の要望に応えられない」というのはケーブルテレビ事業者の事実誤認ないしは事実の歪曲に過ぎません。

仮に当社が長野県のケーブルテレビ事業者の区域外再送信に同意したとすれば、当社が著作権を保有する番組については、長野県の民放4局に対して許諾している独占放送権との矛盾が生じ、当社はこれらの番組の当該民放4局への販売を中止せざるを得ないという事態が発生する可能性があります。当社は全国の地上放送事業者に番組を販売 [別紙資料②] しており、その総額は年間 [REDACTED] 億円を上回ります。当社と地上放送事業者との番組の販売・購入は経済的動機に基づく純粋な商取引行為であり、当社はその選択の自由は法的にも社会通念的にも当事者に保証されるべきものと考えます。

また、長野県の民放4局の放送は長野県全域を対象とする無料放送であるのに対し、このたび総務大臣の裁定を申請されたLCVの放送は加入世帯のみを対象とする有料放送と聞いております。ケーブルテレビ事業者による当社放送の再送信が実施され、それに伴って当社の番組販売が消滅した場合、長野県の視聴者にとっては、現在、全ての世帯において無料で視聴することのできる番組が、視聴できるのはケーブルテレビの加入世帯のみに限定され、しかも有料化されるという事態になります。この点、ケーブルテレビ事業者が主張されるように、ケーブルテレビによる再送信が視聴者の要望に応えることになるとは到底思えません。

「区域内」の再送信であれば、この類の問題が発生することはありませんが、「区域外」再送信にはこうした側面があることを是非ともご理解いただきたく存じます。

## (3) 権利処理

当社が制作・放送する全ての番組には著作権はじめ様々な権利が伴っています。権利の



許諾、著作権者への配分等、いわゆる権利処理については自らの責任において実施するというのが、ケーブルテレビ事業者が表明されている見解です。ケーブルテレビの再送信に関して、ケーブルテレビ事業者と権利者5団体（日本音楽著作権協会＝JASRAC、日本シナリオ作家協会、日本文藝家協会、日本脚本家連盟、日本芸能実演家団体協議会）との間で権利処理についてのルールが成立したことは当社も承知しております。

しかし、テレビ番組の権利処理はこれら5団体との合意のみで完結するものではなく、5団体には含まれない劇場用映画の権利者、アニメ番組の原作者、スポーツイベントの主催者等、多種多様の権利者が関係します。仮に、権利処理はケーブルテレビ事業者の責任において行うことを前提に、当社が再送信に同意したとしても、同事業者が個々の権利関係者すべてから当社の放送地域外における著作権等の使用許諾を得ることは、その作業量からみて事実上不可能と考えざるを得ません。

例えば当社は「木曜洋画劇場」（木曜日 21:00～22:54）において年間46～50本の劇場用映画を放映しております。これらの映画の購入先は様々で、当社はそのほとんど全てについて、当社および当社の系列局の放送地域に限定した契約書を購入先各社と個別に取り交わしています。「区域外」で当社放送を再送信するケーブルテレビ事業者が別途この権利処理を実施するには、それぞれの権利者との交渉のうえ、許諾を得る必要が生じます。

同番組だけでなく、当社はアニメについては36番組、スポーツ特別番組も年間約100番組を編成しており、これらすべての権利処理を実施する作業量は膨大なものになります。こうした重要事項について、LCVには当社からの説明機会もなければ、先方から質問を受けたこともなく、何ら話し合いができていないのが今日までの実態であります。

ケーブルテレビ事業者による再送信は当社が放送する全番組をそのまま同時再送信するものですから、1週間に約300ある番組のうち、たとえ1番組でも権利者の許諾を得られない番組があると、番組編成上に極めて不都合な事態が生じます。「木曜洋画劇場」の許諾が得られないからといって、ケーブルテレビ事業者がその部分だけ再送信しないといった処置が不可能であることは言うまでもありません。

また、当社がケーブルテレビ事業者の同時再送信に同意すれば、当社に放送地域外の放送を許諾していない権利者は当社に対して異議を申し立てる可能性もあり、当社もケーブルテレビ事業者も、より煩雑でリスクの高いスキームを抱えることとなります。

#### 4. 本件に関する協議の経過

当社とLCVは2007年（平成19年）4月23日と同年6月7日、計2回の面談機会を得ました。

以下に、面談日時、面談者、主な会談内容を記述します。

◆2007年4月23日午後1:00～1:40

- ・面談者 当社：神田忠慶取締役ネットワーク局長  
山口真名取締役デジタル事業推進局長  
阿部真人デジタル事業推進局次長  
新海信夫ネットワーク局番組販売推進部長  
先方：LCV・小松秀重常務取締役  
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン・佐藤浩市代表取締役社長（日本ケーブルテレビ連盟区域外再送信特別委員長）
- ・協議内容＝小松常務は初対面のご挨拶。佐藤社長から4月16日に長野県庁で開催された知事、長野民放4局、ケーブルテレビ事業者との協議結果の説明があったほか、中国地方での動きなど最近の状況についての情報交換が主な会談内容。再送信に関する条件面など実質的協議なし。

◆2007年6月7日午前11:00～11:35

- ・面談者 当社：神田取締役、山口取締役、阿部局次長、新海部長  
先方：LCV・務臺和正代表取締役社長、同・高橋清人取締役総務部長  
テレビ松本ケーブルビジョン・佐藤社長
- ・協議内容＝佐藤社長から改めて「区域外再送信に同意してほしい」との要請あり。当社は「現状では従来の方針を変更して同意するというわけにはいかない」と回答。

2回の面談時間は合計しても1時間余りであり、先方はテレビ松本ケーブルビジョンの佐藤社長が大半発言をされ、LCV各位はほとんど発言されていませんので、当社も区域外再送信に対する当社の基本的な考えや見解をLCVに説明する機会を得られなかったのが現在までの経過であります。

佐藤社長は日本ケーブルテレビ連盟区域外再送信特別委員長の立場もあり、当社との協議過程で「自分は長野、新潟、山梨、静岡の代表として話をしてきた」と発言されたことがあります。しかし、当社はLCVから佐藤社長に協議を委託したという連絡を受けたことはありません。当社がLCVとの協議を拒否した事実はなく、このような状況にあるLCVが当社放送の再送信を求めて総務大臣の裁定を申請されたこと自体、当社としては、思いも寄らない事態と言うほかありません。

なお、菅義偉総務大臣から平成19年7月10日付で当社代表取締役島田昌幸宛ご送付いただきました「有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定による意見書の提出について（通知）」の別添「再送信同意に係るエルシーブイ株式会社からの裁定申請の概要9意見の対立点」にあります「⑤テレビ東京様は、」から以下「ご理解いただけなかった。」まで11行の記述は、LCVが当社と直接やりとりした内容ではない点を付言しておきます。

## 5. 同意なき再送信

当社は1997年(平成9年)6月末の常務会において、ケーブルテレビ事業者による「区域外」再送信には同意しない方針を決定して以来、現在にいたるまで一切同意しておりません。これは長野県に限らず、当社の放送エリアである関東1都6県の隣接県である新潟県や山梨県、静岡県、福島県を放送地域とするケーブルテレビ事業者に対しても同様であります。その理由は前述<3. 同意をしない理由の項>の通りですが、当社はアナログ・デジタルとも関東1都6県を放送エリアとして免許を受けた経緯から言っても、この地域外でのケーブルテレビ事業者による再送信は当社の社会的責任の範囲を超えるものであると理解しております。

LCVについては、少なくとも過去数年間、同意の申し入れ自体がなく、したがって、97年7月以降、当社から同意を得た文書は存在しないはずであります。にもかかわらず、LCVは当社放送の再送信を実施し続けており、当社としては、むしろ問題はこうした「同意なき再送信」の現状のほうにあると言わざるを得ません。

## 6. 結語

以上の理由、協議経過からケーブルテレビ事業者による「区域外」再送信については当事者間の合意が得られていないのが現状であります。当社としては当事者間の協議継続に何ら異存はありませんが、このたびLCVは総務大臣の裁定を申請されました。

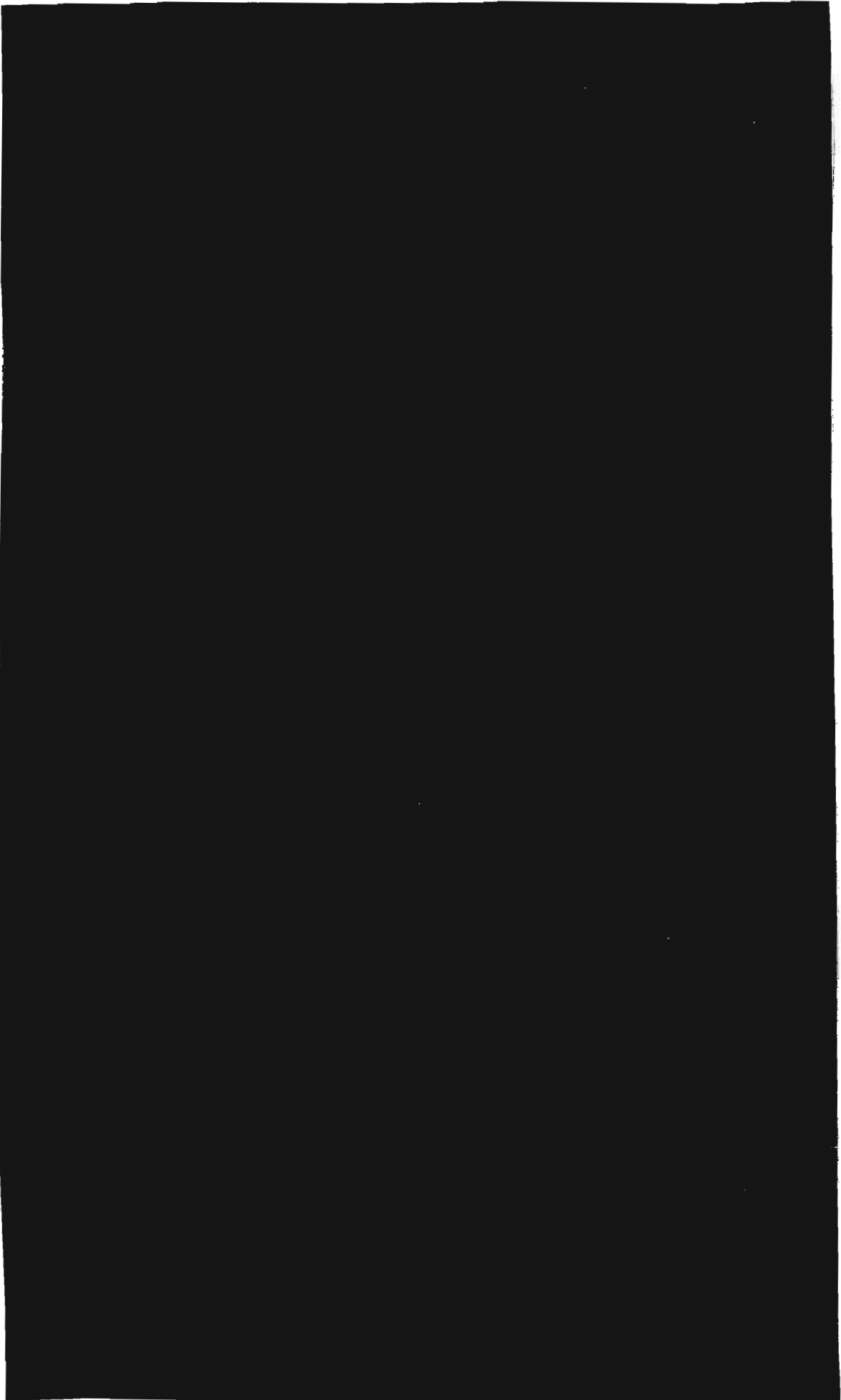
当社は裁定に際し、その判断基準として第104回国会衆議院通信委員会(1986年=昭和61年)において表明された、いわゆる「5つの基準」が存在することを承知しております。当社は当社放送を再送信するケーブルテレビ事業者によって、「5つの基準」に示されたような「一部カット」や「異時再送信」が実施され、当社放送の意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、ケーブルテレビ事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。逆に言えば、今日、多くのケーブルテレビ事業者の事業実態は86年当時に確認が必要とされた資金的基礎や技術レベルについては心配する必要がないほど改善されていると、当社は認識しています。

当社が<3. 同意をしない理由の項>で申し述べた3つの理由はいずれも「5つの基準」の観点からすれば別の次元に属する理由であります。しかし、これこそが現在の当社の放送環境の実相・実態であり、問題の核心はLCVが求める再送信が当社放送地域の「区域外」にあるという点であります。「区域内」の再送信であれば一定の条件のもとで同意いたしますが、「区域外」については「5つの基準」を満足できても、権利処理等それ以外の重大事項に関する解決策が得られない状況では同意できないというのが当社の見解であります。

したがって、ご判断に当たっては是非ともこうした事情をご理解いただき、少なくとも

「5つの基準」からは別次元に属す事柄については、当事者間協議の継続余地を残すご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

資料 ①



資料 ②

全国の地上放送事業者への番組販売

- テレビ東京および系列局の地域
- テレビ東京が番組販売している地域

